



おおくま通信

2019年10月
発行 大熊町

震災前の大熊町～自然豊かな住み良い町～

大熊町は、面積の約6割を森林が占める自然豊かな町です。西側は阿武隈高地の一端にあたり、東側は太平洋に面します。町民は山、川、海の恵みとともに生活してきました。



- 人口11,505人
(2011年3月11日時点)
- 世帯数4,235世帯
(2011年3月11日時点)
- 面積78.7 km²
(※山手線の内側:63km²)

震災前の大熊町～フルーツの香り漂う大熊町～

温暖な気候を生かしたナシやキウイの果樹栽培が盛んでした。熊川を上るサケ、養殖のヒラメも町の特産品として親しまれていました。



大熊町と東京電力福島第一原子力発電所

東京電力福島第一原子力発電所は1971年の営業運転開始より首都圏にエネルギーを送り続けてきました。1号機の着工を境に町の人口は増加傾向へ。原子力発電所は町の雇用産業の中心でもありました。



東日本大震災による被害



町内では震度6強を観測し、地震に伴う津波により沿岸部2km²が浸水しました。

■ 人的被害：死者138名（直接死12名、震災関連死126名）

■ 建物被害：津波による全壊家屋48棟

地震による全壊278棟、大規模半壊641棟

半壊1,514棟、一部損壊25棟

（被害状況は2019.10.1時点）

福島第一原子力発電所の事故による被害

津波は福島第一原子力発電所の重大な事故を引き起こしました。放射性物質の漏洩により全町民が隣接する自治体などに避難しました。

3月11日午後9時23分

1F半径3km圏内避難指示

3月12日午前5時44分

10km圏内避難指示

= **全町避難開始**

同午後3時36分

1F1号機水素爆発

同午後6時25分

20km圏内避難指示



放射線量等分布マップ拡大サイト
(2011年4月29日時点)

震災と原発事故による影響

震災翌朝から予定されていた行方不明者の捜索活動は避難指示により中止され、町沿岸部の捜索が再開されたのは2011年5月1日でした。無人の町では残された家畜やペットが歩き回り、窃盗などの被害も相次ぎました。



↑ 2012年5月、
消防団による行方
不明者捜索

↑ 2011年6月、
町内立ち入りで、
残された犬たち

← 2011年7月、町内の津波被
災地区で行われた合同慰霊祭

→ 2012年、
荒らされた
自動販売機



全町避難～避難先での行政拠点～

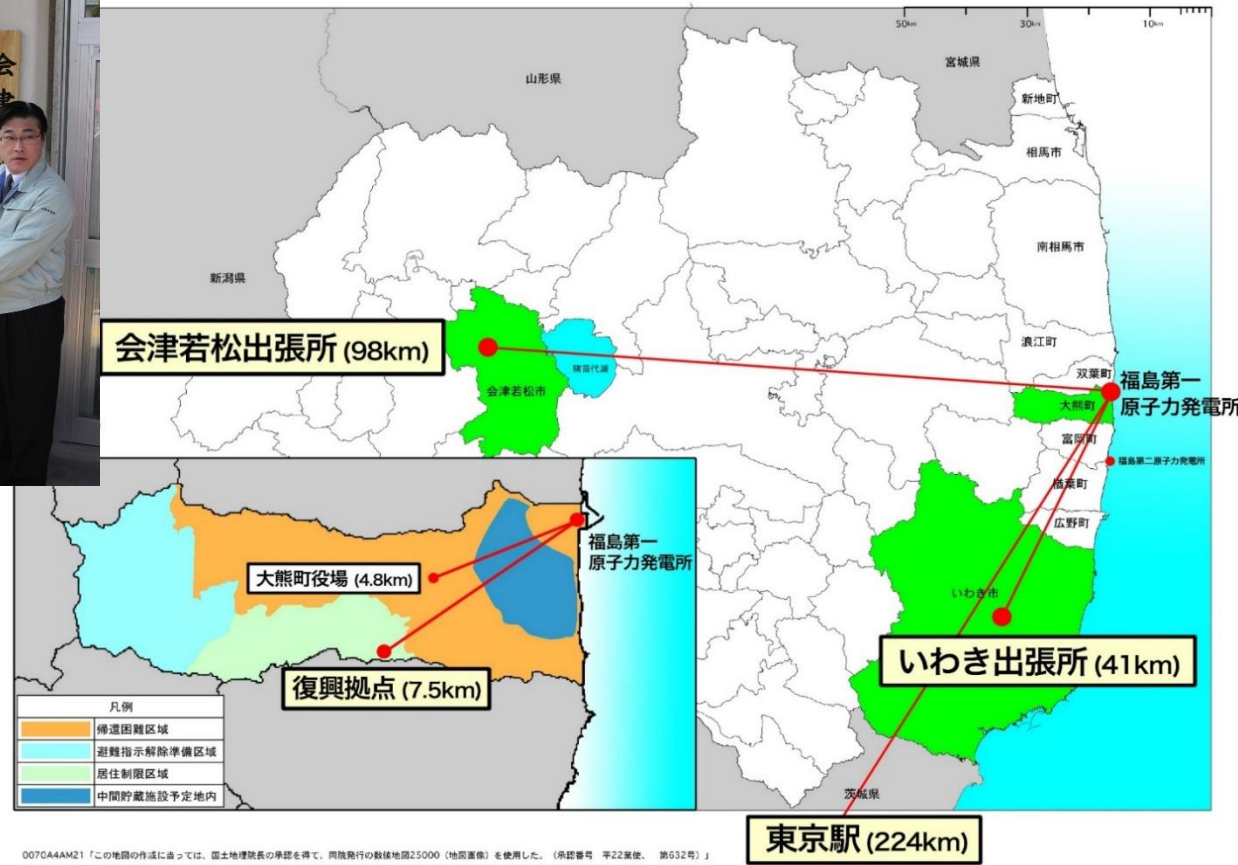
震災直後、大熊町は田村市の体育館に災害対策本部を置いていましたが、避難の長期化を見越し、会津若松市に拠点を移しました。

•2011年4月5日
大熊町役場
会津若松出張所開所



•2011年10月
いわき連絡事務所
(のちに出張所に改編)開所

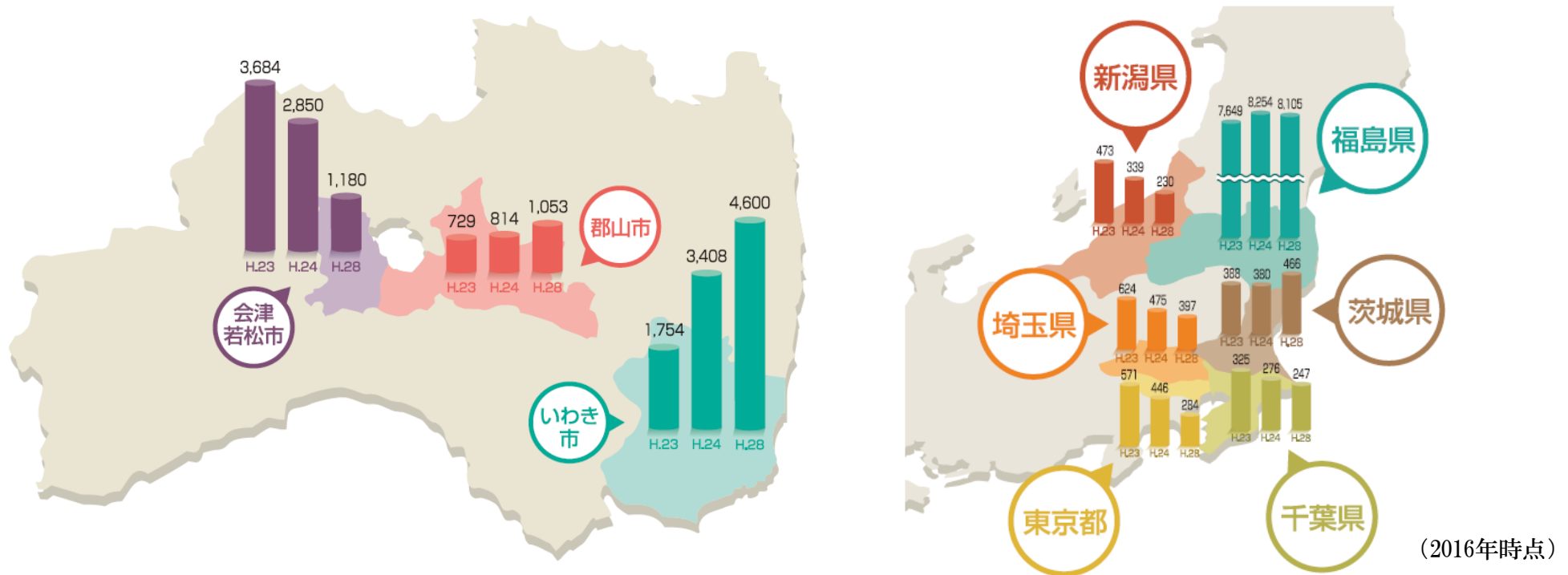
•2012年10月
中通り連絡事務所(二本松市の
のちに郡山市に移転)開所



※会津若松市、いわき市、郡山市には現在も出張所や事務所を置いています。

全町避難～全国各地にバラバラになった大熊町民～

大熊町民の避難先は全国37都道府県(2014年5月)に上りました。



(2016年時点)

■避難先: ①いわき市4,644人 ②会津若松市690人 ③郡山市1,078人

◇県内 7,848人 ◇県外 2,465人

■仮設住宅: 60人

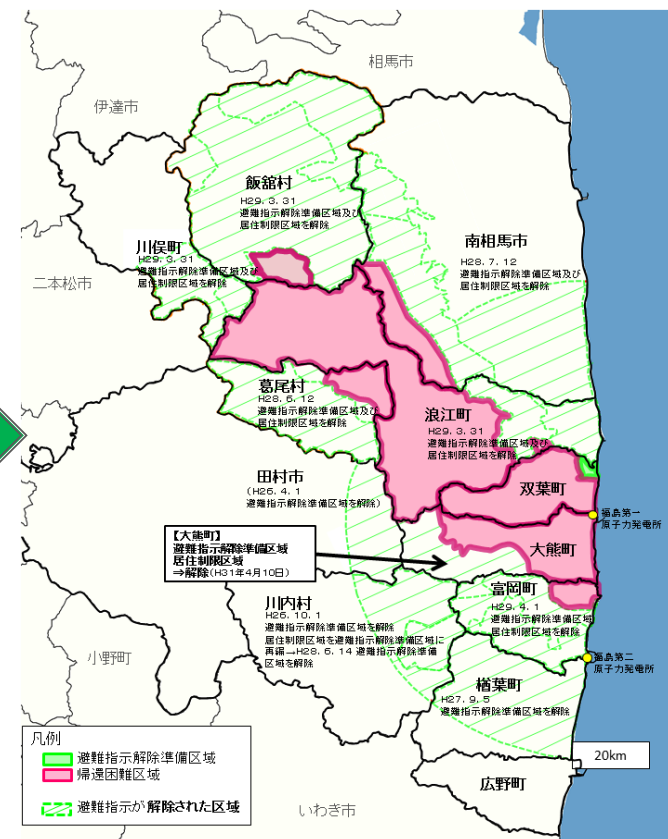
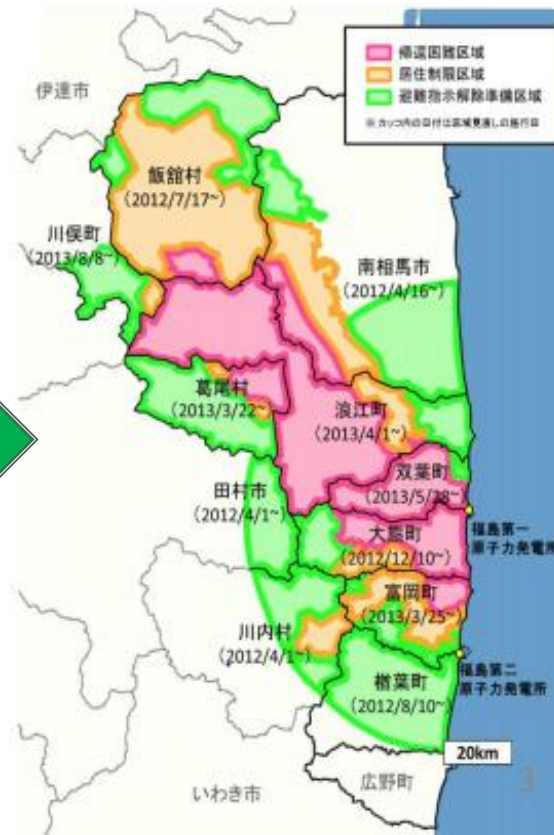
(2019年10月1日時点)

■学校機能: 幼稚園3人、小学校12人、中学校3人

(2019年5月時点)

避難区域の変遷

2011年4月、国は福島第一原子力発電所の半径20km圏内を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止しました。その後、放射線量に応じて帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編しました。



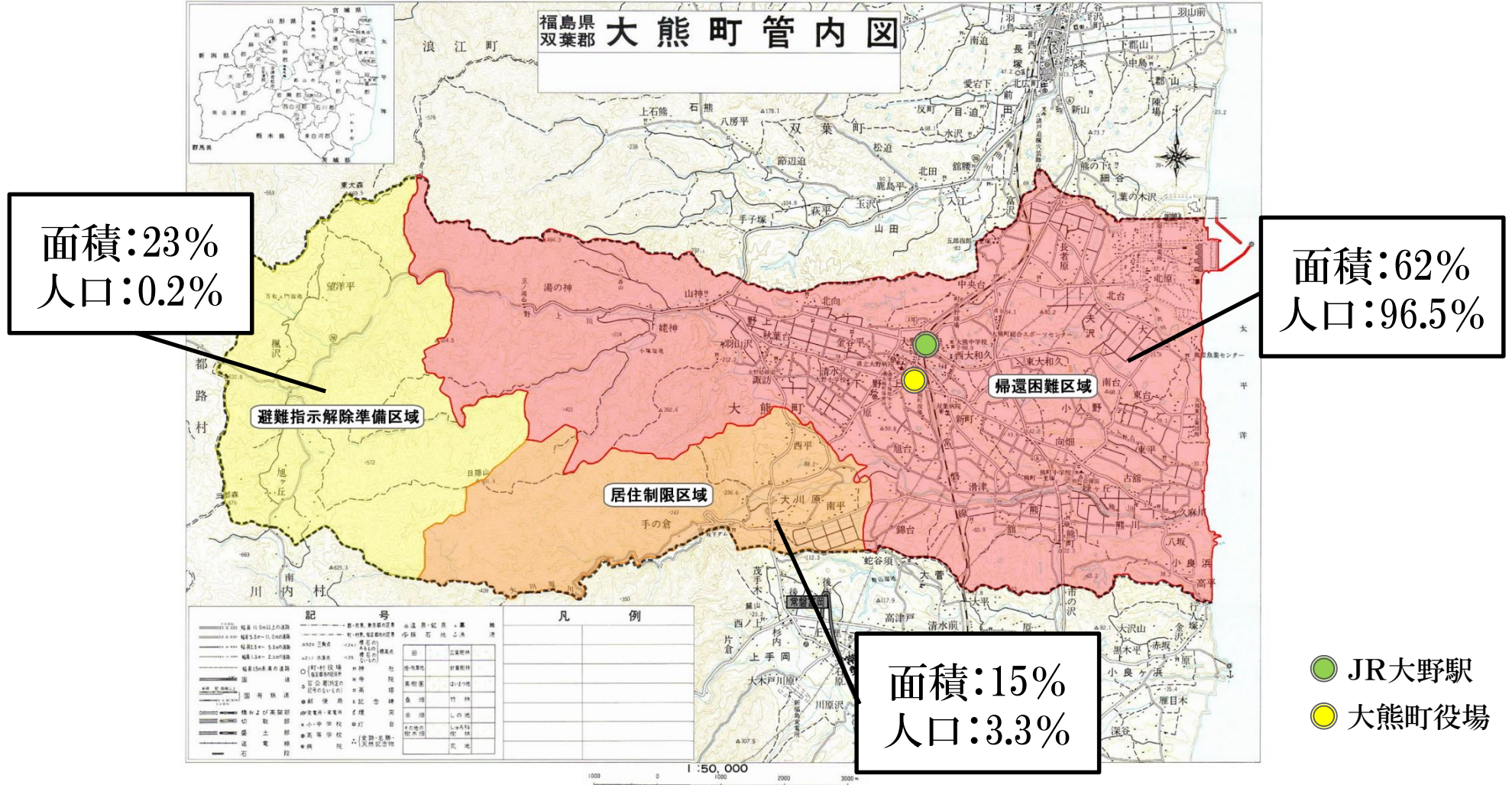
•2011年4月22日時点(経済産業省)

•2013年8月7日(経済産業省)

•2019年4月10日(経済産業省)

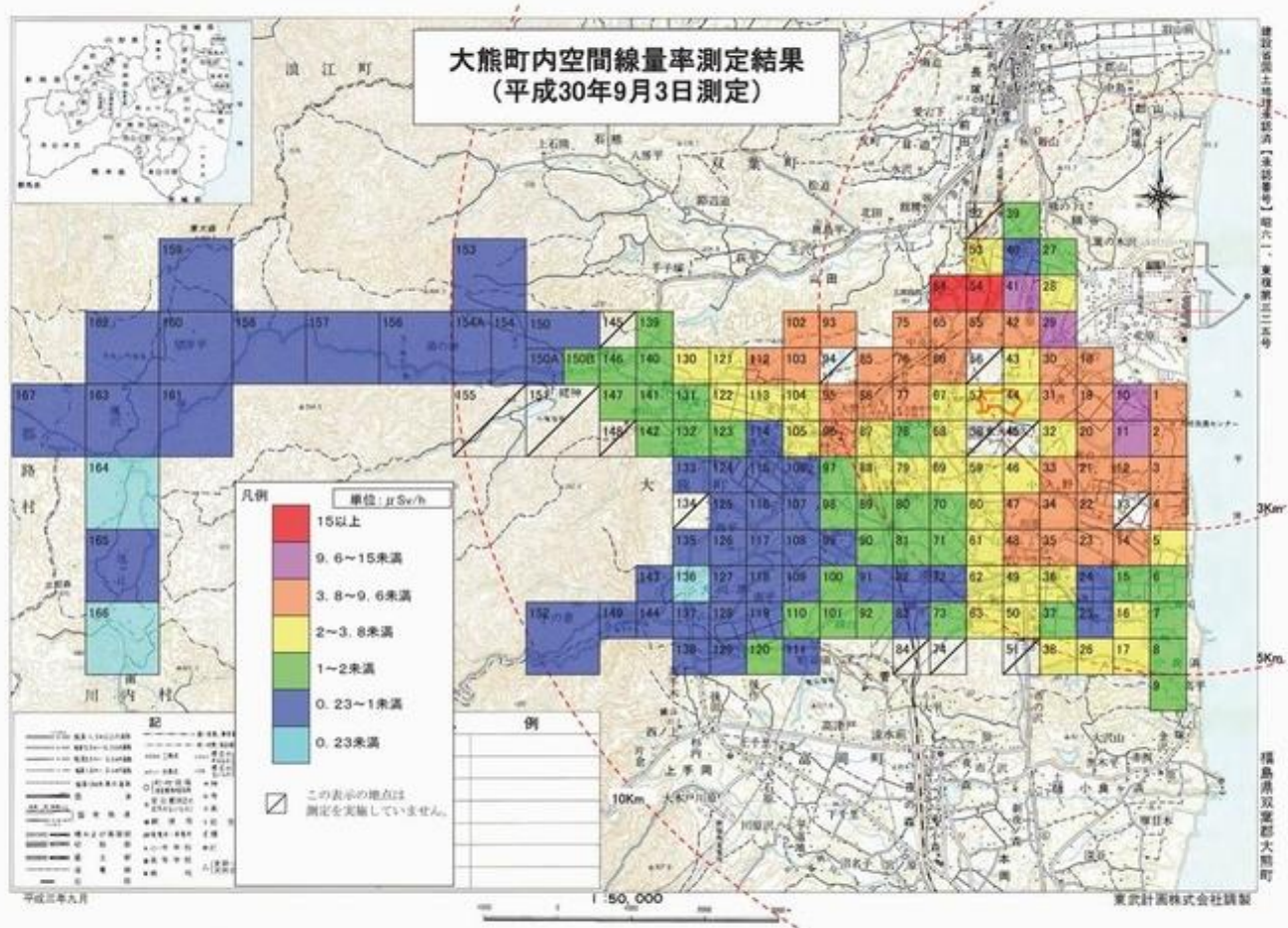
大熊町内の避難指示

2012年12月10日、大熊町は全域が3つの避難指示区域に分類されました。町の中心部を含む居住地の多くは帰還困難区域に含まれました。



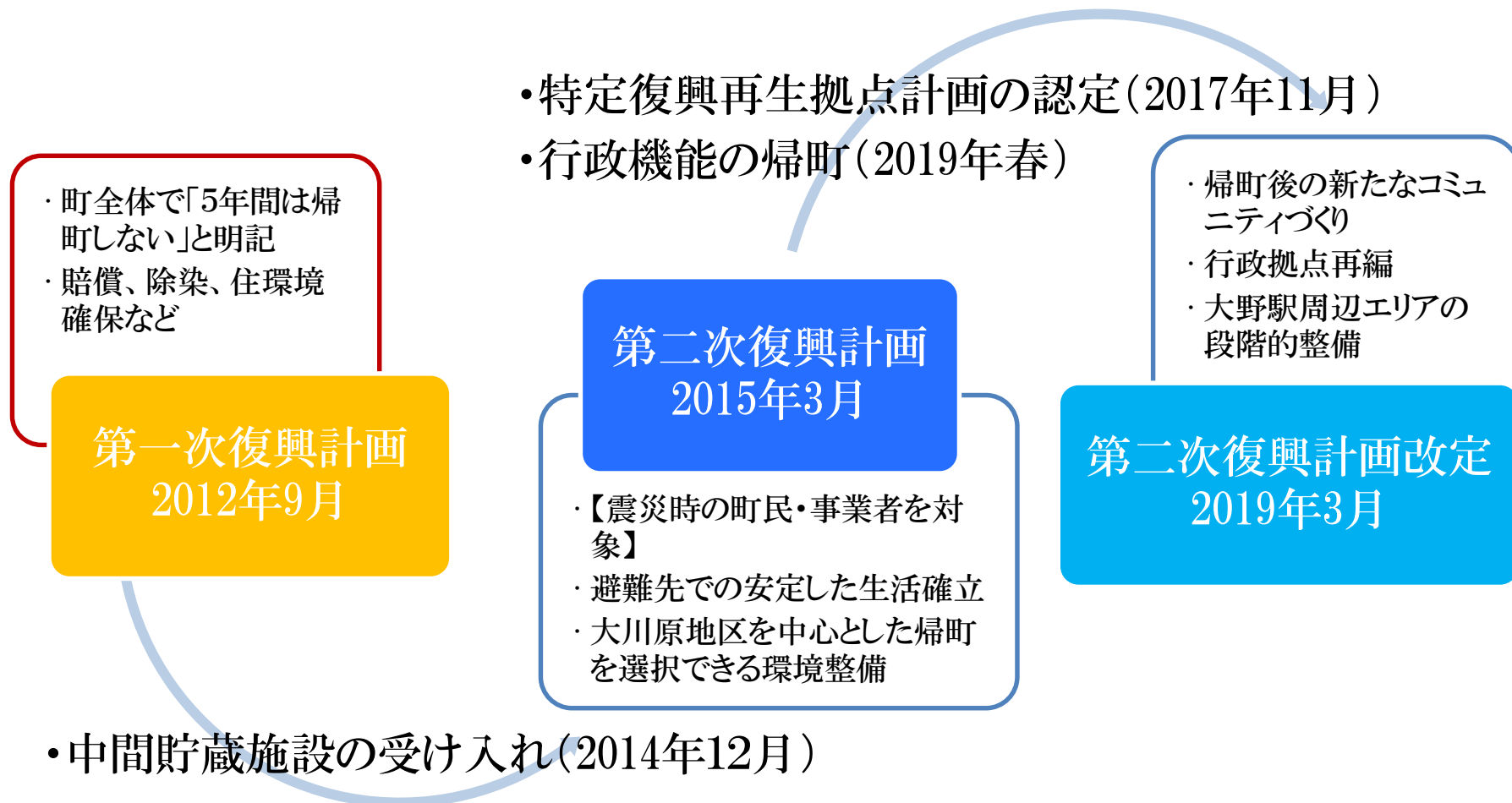
大熊町内の空間放射線量

空間放射線量は町の西側で比較的低く、福島第一原子力発電所の周辺で高い傾向があります。居住制限区域と避難指示解除準備区域(2014年10月末完了)、帰還困難区域の一部で除染が実施されています。



復興計画～震災から8年間のあゆみ～

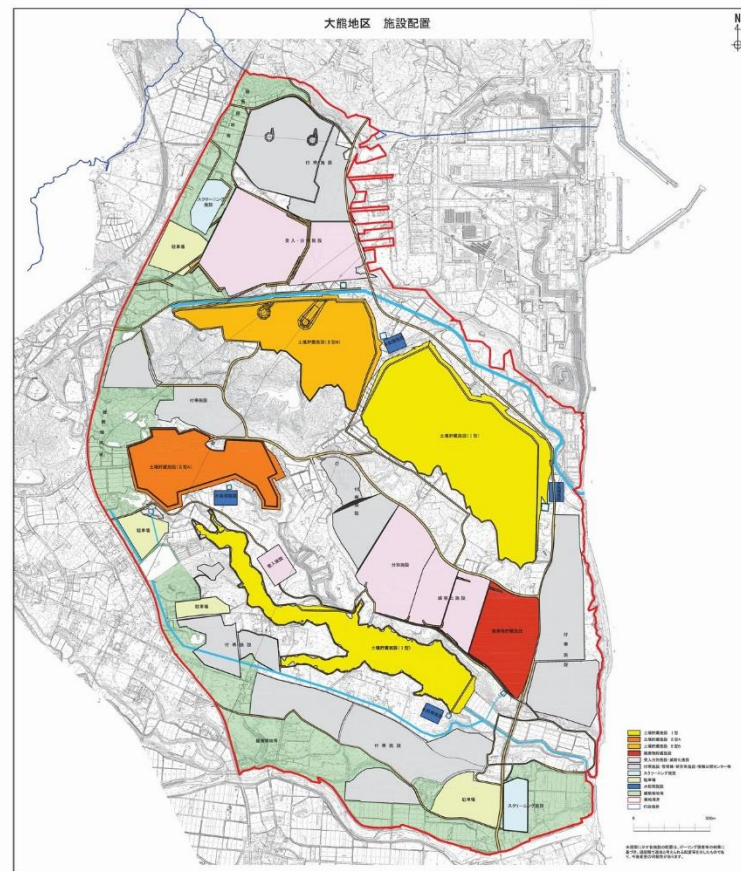
避難先の町民の生活を安定させていくこと、除染を進めて拠点となる町土を取り戻し、そこを足がかりに帰還できる地域を拡大していくことを目指してきました。



中間貯蔵施設

2014年12月、大熊町は中間貯蔵施設の受け入れを決めました。県内の除染で出た土などを集約し、30年にわたり保管する施設です。建設地に自宅がある町民が早期の帰還を望めなくなる、町として大きな判断でした。

- 施設面積 約16 km²
 - ◇大熊側 約11 km² ◇双葉側 約5 km²
- 地権者数 大熊、双葉両町で計2360人



中間貯蔵施設建設地内には、熊町小学校や幼稚園、パークゴルフ場、地域で引き継がれる伝統芸能がありました。

特定復興再生拠点～帰還困難の避難指示解除へ

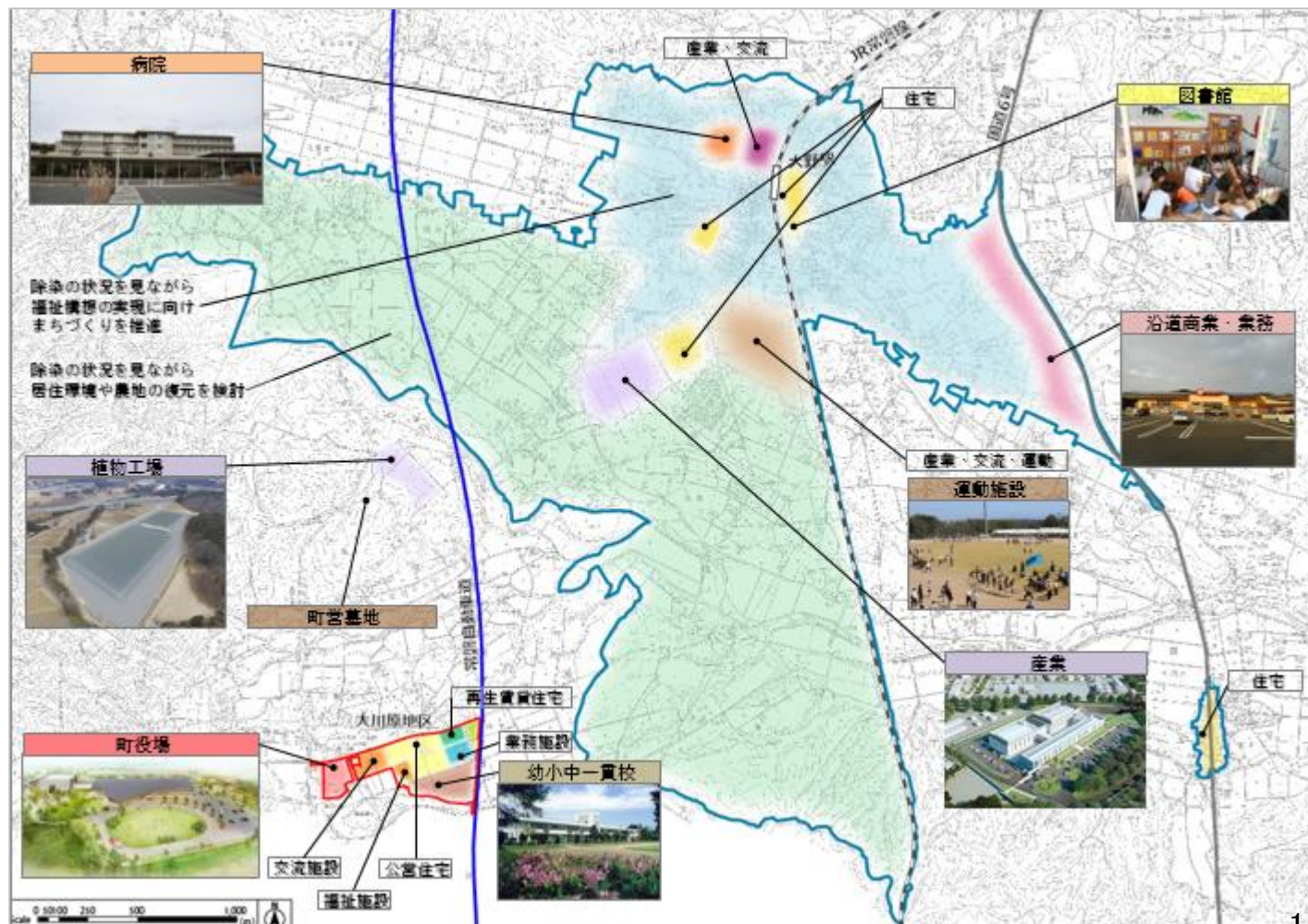
2017年11月、帰還困難区域内のJR大野駅周辺や先に解除された大川原地区と連なる地域が「特定復興再生拠点」に認定されました。除染やインフラ整備を進め、2022年春の避難指示解除を目指しています。

■ 面積 約8.6 km²

■ JR大野駅は常磐線全線再開に合わせて2020年春に避難指示解除予定。

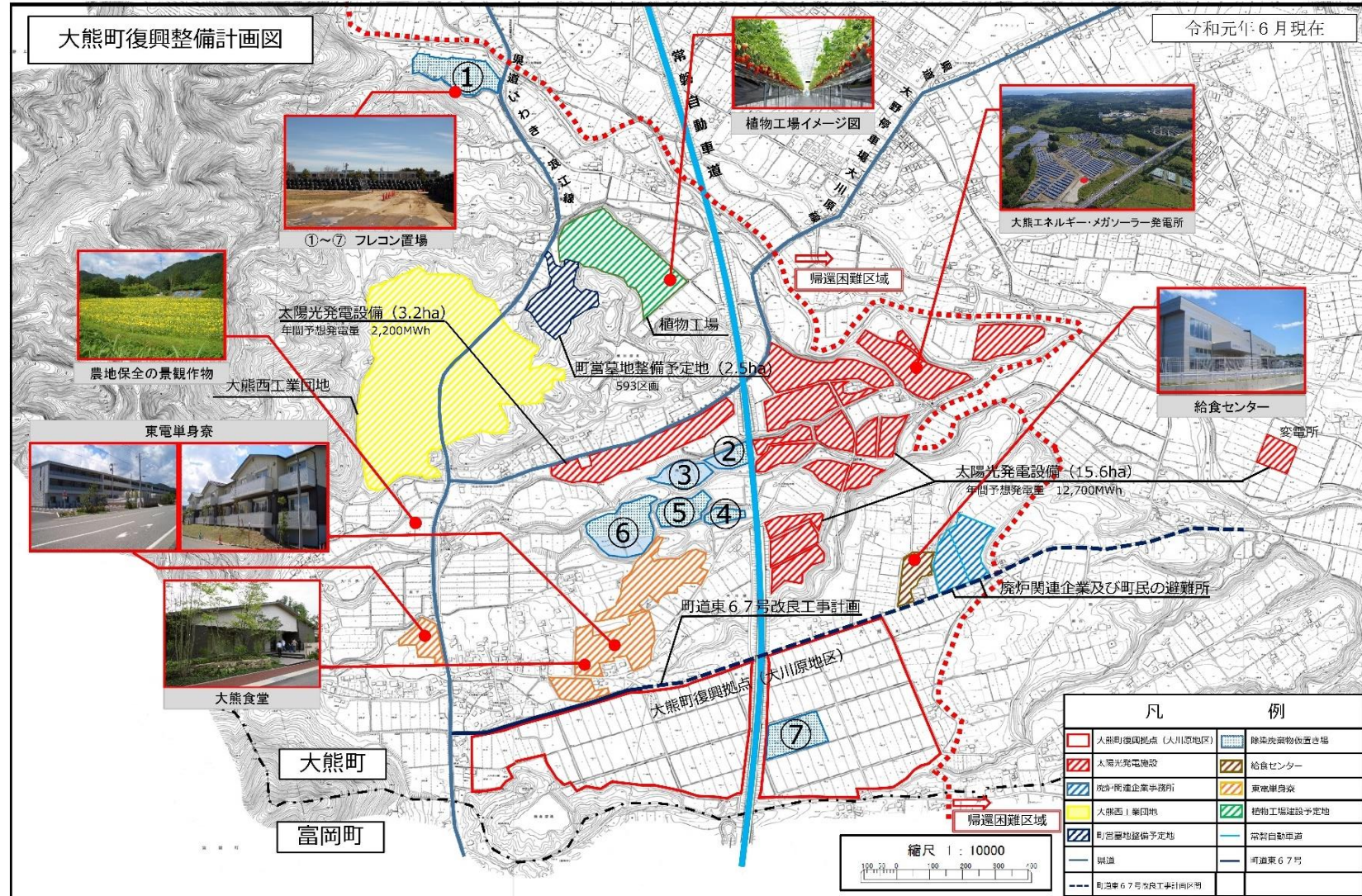
■ 中間貯蔵施設建設地／特定復興再生拠点以外の帰還困難区域＝約29 km²

町は町全域の避難指示解除を国に要望。



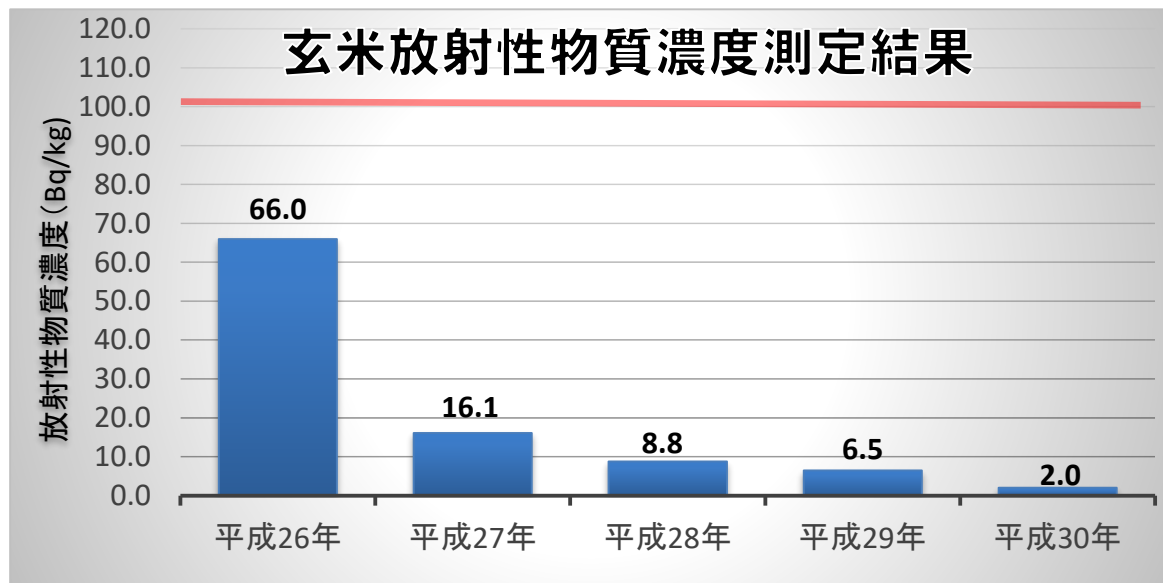
大川原地区～大熊町復興のあしがかり～

大熊町は大川原地区の解除を見据え、避難指示解除前から整備を進めてきました。



町内の現在～営農再開への挑戦～

2014年から、除染した水田で試験的にコメ作りを続けています。これまで国の基準を超える放射性物質は検出されておらず、本格的な稲作再開を目指しています。



← 一般食品の放射性セシウム基準値

2018年には、仙台市内で開かれたイベントで大熊町産のコメが震災後初めて、一般の方に無料配布されました。



町内の現在～新産業への挑戦～

2019年4月、イチゴの栽培施設が操業開始。町がイチゴ栽培に取り組むのは初めてですが、震災前に掲げていた「フルーツの里」の復活に向け、新たな特産品として育てていきます。



↑品種は「すずあかね」

8月には出荷が始まり、提携する販売会社を通じて主に加工用として使用されています。

- 面積：敷地面積4.8ヘクタール、
施設面積2.8ヘクタール(育苗、選果施設等含む)
- 運営：「株式会社ネクサスファームおおくま」(町100%出資)

町内の現在～廃炉作業の最前線～

福島第一原子力発電所の廃炉作業は事故以降30～40年かかるとされています。大川原地区には東京電力の社員寮などが整備されています。

■ 廃炉の工程(出典:東京電力)



■ 福島給食センター
2015年3月営業開始
1,700食／日を供給



■ 東京電力新大熊単身寮(750戸)
2016年7月入居開始

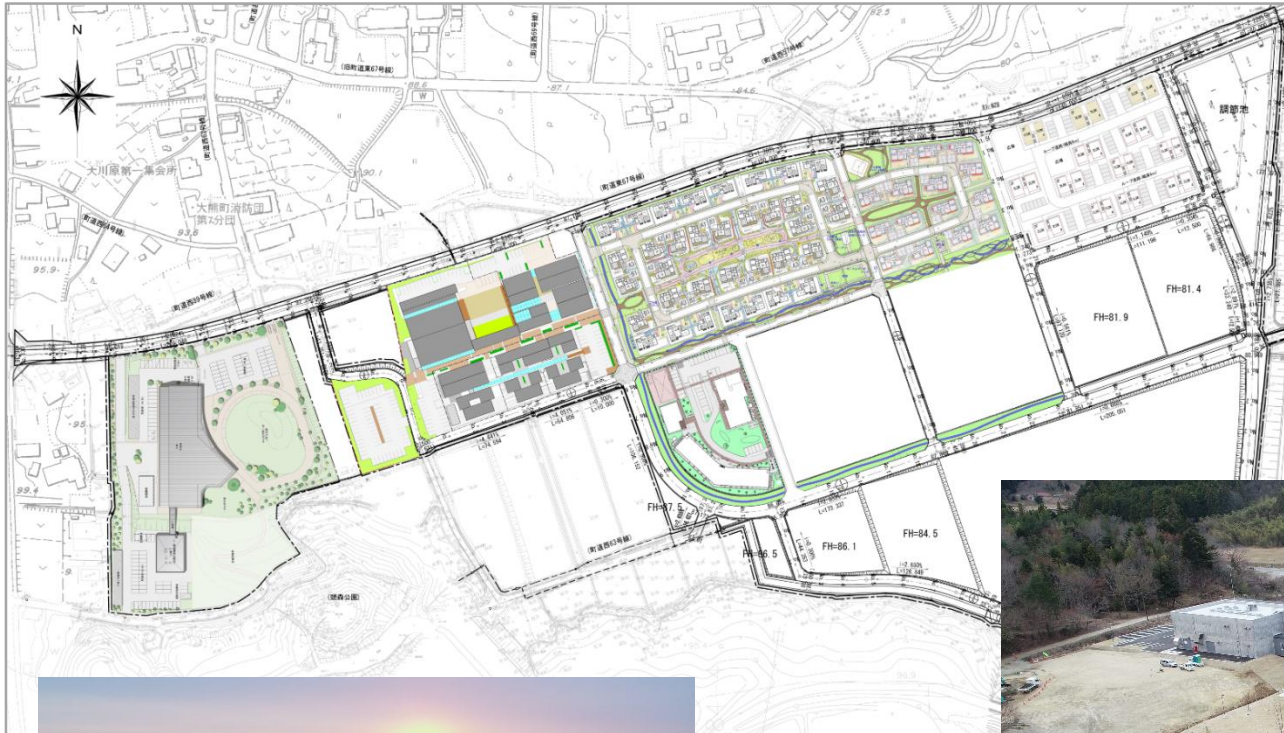


■ 大熊食堂
2016年9月営業開始
2017年4月一般開放



大川原地区復興拠点

大川原地区復興拠点には、新しい役場庁舎や災害公営住宅、賃貸住宅、福祉施設、交流・商業施設等がまとまって整備されます。



公営住宅(50戸6月1日入居開始)



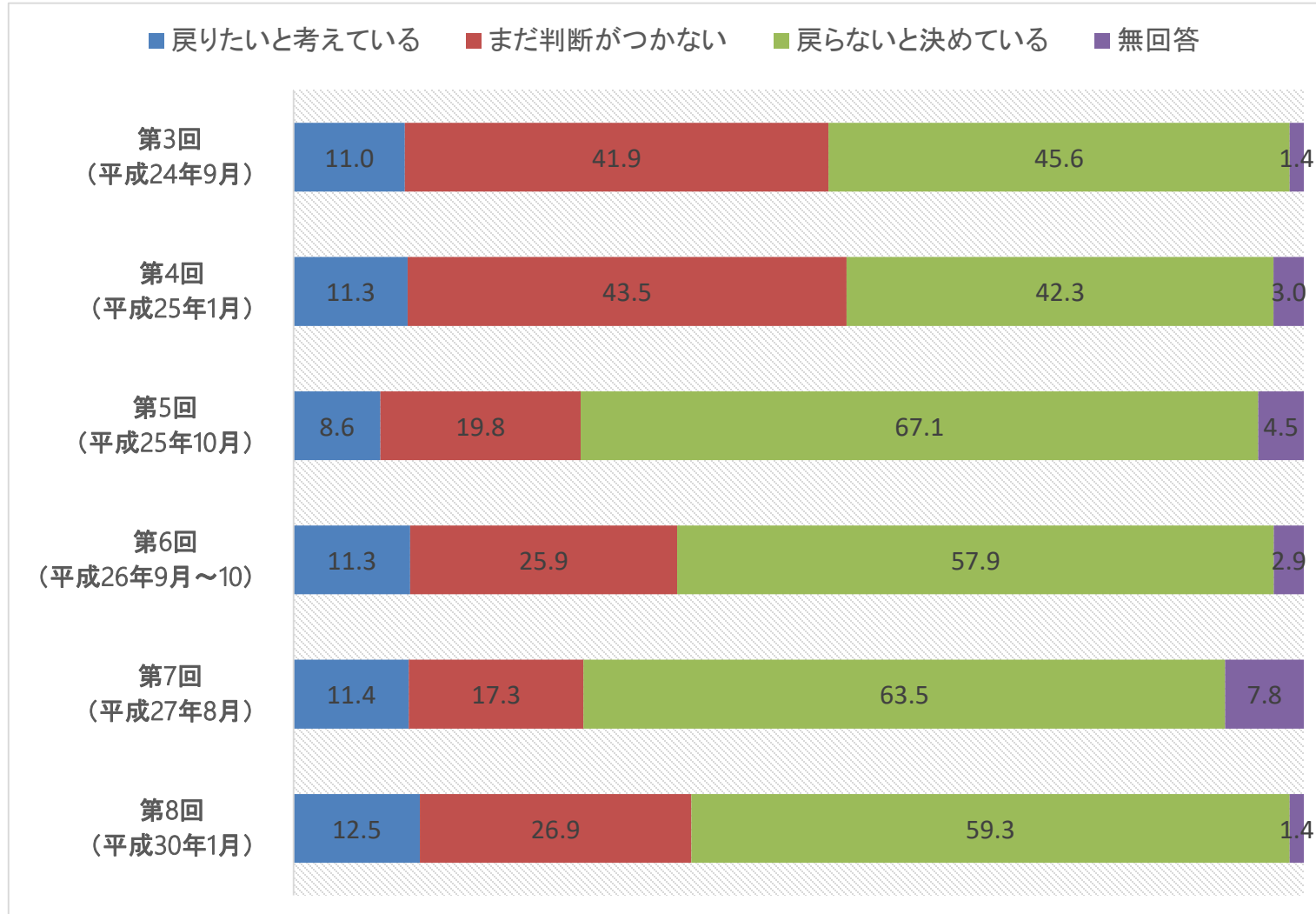
朝日を望む大川原地区復興拠点



大熊町役場新庁舎(2019年5月7日業務開始)

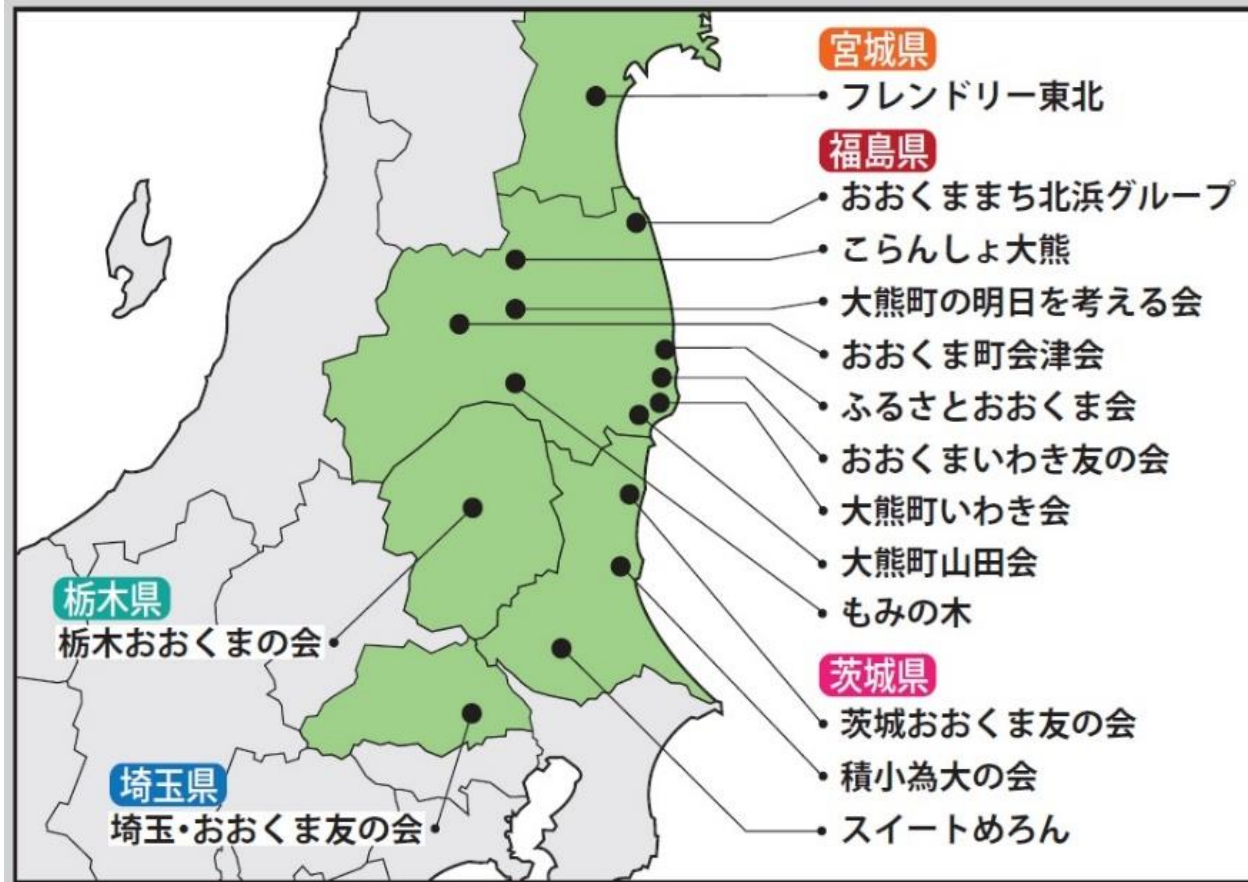
町民の思い～住民意向調査での帰還意向～

避難の長期化に伴い、帰還を諦める町民が増えていきました。一方で、「判断がつかない」人の割合は揺れ動き、時が経過しても割り切れない故郷への思いが反映されています。



町民の現在～避難先での繋がりへの再構築～

「大熊町の人になりたい」、「誰がどこにいるのかわからない」、「大熊町の情報が欲しい」。全国各地の避難先で、町民はコミュニティ団体を立ち上げています。



それぞれの地で暮らす町民がゆるく長くつながりが維持できるよう、現在も活発に活動が続けられています。

(写真:いわき市北部に設立された、ふるさとおおくま会のもちつきの様子)

避難先で設立された町民コミュニティ団体

町民の現在～大熊を未来へつなぐ～

震災によって途切れざるをえなくなった町の文化を、避難先や町内で継承していくための取り組みが続いています。



上:町の重要無形文化財「長者原じゃんがら念仏踊り(震災前)

下:授業で学んだ踊りを披露する町の小学生(2017年)



上:町の重要無形文化財「熊川稚児鹿舞(震災前)

下:会津若松市の仮設住宅で震災後初めて披露された鹿舞(2014年)



上:大野駅前では毎春開催されていた「聖徳太子祭」(震災前)

下:神社の解体が決まり、本尊や神輿などは町に寄託された(2018年)



大熊町の「これから」

大熊町の理念



1 避難先及び大熊町内での安定した生活

「大熊町民」= 避難先で生活をつづける町民
帰還する町民
新たに町に居住する町民

いずれの町民も、それぞれの居住先で必要な行政サービスを受けながら、安心して暮らしていけることがこの町の大前提です。

- ### 2 帰町を選択できるとともに、町外からも人が来たくなる環境づくり
- 避難先においても「帰れるふるさとがある」ことが大切だと考えています。
引き続き、町土の回復を進めます。

また、新しいまちづくりには内外からの理解と参画が必須です。
全国・世界の皆さんと世界に例のない大熊町の経験を広く共有し、
新しい価値の創出を目指します。